

第5章 水際対策

第5章 水際対策

概 要

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することが必要である。

これにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保することが重要である。

また、北九州市には、有事に特定検疫港等¹³に想定されている関門港があることから、検疫所等の関係機関と平時から緊密に連携し、患者発生等の事態に際して適切な対応が可能となるよう体制の整備に努める。

¹³ 特定検疫港等

新型インフルエンザ等発生国・地域からの船舶・航空機の運航状況等を踏まえ、発生国・地域からの帰国者等の分散化を避け、万が一、帰国者等の中から新型インフルエンザ等の患者が発生した場合であってもまん延防止を図るため、また、検疫官を集中的に配置することにより効率的な措置の実施を図るため等の公衆衛生上の観点から、7空港(5空港+2空港)、4港の中から特定検疫港等に指定して、集約化を図ることを検討し、必要な措置を講る。

5空港(成田・羽田・関西・中部・福岡)+2空港(新千歳・那覇)

4港(横浜・神戸・関門・博多)

準備期

国の取組

- ・ 円滑かつ迅速な水際対策を講ずるため、平時から、水際対策に係る体制整備や研修、訓練、必要な物資や施設の確保やシステムの整備を実施

市の取組

検疫所との連携

- 検疫所が検疫法の規定に基づく隔離、停留、施設待機のために締結する医療機関、宿泊施設、搬送機関との協定について状況を確認し、県とともに必要な協力をする。
- 関門港感染症危機管理対策会議¹⁴等に参加し、有事に備えた研修・訓練を通じて平時から検疫所との連携を強化する。

水際対策の実施に関する体制の整備

- 検疫所が実施する訓練や研修会等への参加を通じて、新型インフルエンザ等の発生時における具体的な対応策、関係機関間の連絡体制、相互協力の内容等について、継続的な情報共有と理解促進を図る。
- 特に、寄港するクルーズ船や旅客船、空港に到着する航空機において患者が確認された場合の初動対応、患者搬送、関係機関との連携手順等について、平時から関係機関と協議・検討を進める。

¹⁴ 関門港感染症危機管理対策会議

国外で発生した新型インフルエンザ等感染症が関門港に進入する恐れのある危機に対して、対応の協議及び情報の共有などを図ることを目的に、関係機関（行政・医療機関・団体）等が構成員となり平成20年11月15日に設立、設置された。

初動期

市の取組

検疫所との連携

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに国が検査体制を速やかに整備できるよう連携を強化する。
- 検疫所や県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施し、発症時には医療機関への受診につなげる。

【参考】国における水際対策

○ 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、帰国者等への質問票の配布等により、発生国・地域での滞在の有無や健康状態等を確認し、帰国・入国時の患者等の発見に努める。

新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、感染症危険情報を発出する。

○ 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等

当該感染症が、検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討を行い、必要に応じて感染症の政令指定を行う。

○ 検疫措置の強化

診察・検査、隔離、停留、宿泊施設や居宅等での待機要請や健康監視等を実施する。その対象範囲について、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、当該発生国・地域の感染状況、検査実施能力、医療機関や宿泊施設の確保状況等を踏まえ、決定し、実施する。

検査の結果、陽性者については、医療機関での隔離、宿泊施設での待機要請を実施する。

陰性者や、検査対象外の者については、上記により定めた対象範囲に従って、医療機関又は宿泊施設での停留、宿泊施設又は居宅等での待機要請、健康監視を実施する。

なお、検査での陽性者の状況や発生国・地域の感染状況等に応じて、停留、待機要請及び健康監視の対象者の範囲を変更する。

検疫措置を適切に行うため、発生国・地域の感染状況、船舶・航空機の運航状況、検疫体制の確保状況を踏まえ、特定検疫港等を定め集約化を図る。

対応期

国の取組

- ・ 国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化・緩和・中止を検討し、実施。

市の取組

検疫所との連携・健康監視業務の代行の要請

- 新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況の変化を踏まえ、検疫所との連携を継続する。
- 必要に応じ、感染症法の規定に基づき、健康監視業務の代行を国に要請する。国は市の体制等を勘案して、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、市に代わって健康監視を実施する。